告

示

次

目

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年五月八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

同

報

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

○道路の区域変更 (三件)

○保安林の指定の解除

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

 \equiv

危機対策課

 \equiv

四

道

路

課

宮

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

公

告

議 숲

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表

告

示

○宮城県告示第三百九十八号

一十九条第 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十 第

条第一号の規定により告示する。

令和二年五月八日

(1)

発 行

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行) 事 業 所 番 号

ページ 四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が ○宮城県告示第三百九十九号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第 〇四一一二〇〇六九四 ッケ 生活介護ひだまりポ

洞百十八-九十九登米市迫町北方字大

生活介護

レイユ 動法人アンソ 学の表

一令 日和

一年四月

所在地の名称及び

ービスの種類指定障害福祉サ

設置者名

指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

〇四一一二〇〇六七八	事業所番号
洞百十八 - 九十九 ツケ ・シケ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所在地
生活介護	福祉サービスの種類廃止する指定障害
サ 株式会社 スイユ アン	設置者名
三令和二年三月	廃止年月日

○宮城県告示第四百号

(水産業振興課)

同

(森林整備課)

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

令和二年五月八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○四五一二○○五六二	事業所番号
洞百十八 - 九十九 多機能型事業所ひだ	所在地
ービス 放課後等デイサ 児童発達支援、	支援の種類指定障害児通所
か 動法人アンソ が が が が が が が が が が り に り に り に り に り に	設置者名
一日 一日 二年四月	指定年月日

○宮城県告示第四百 号

の規定により告示する。 児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、 児童福祉法 (昭和二十) 一年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害 同法第二十一条の五の二十五

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井

		ス	一次 一次 一九十九 一九十九 一九十九	
三令 十和	サレイユ 株式会社アン	放課後等デイサー児童発達支援、	り機ポッ	
廃止	設置者名	児通所支援の種類廃止する指定障害	所在地事業所の名称及び	事業所番号

○宮城県告示第四百二号

令和二年五月八日から令和二年五月二十二日まで縦覧に供する。 があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を 補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等

令和二年五月八日

報

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石卷市長渡浜長渡二十五番 石卷市長渡浜大金十七番地 阿部 成幸	発起人の住所及び氏名	届
区網地島加入	加 入 区	出
網地島支所宮城県漁業協同組合	組合の名称組合の名称	事項
長渡七十二長渡七十二	縦覧場所	

○宮城県告示第四百三号

林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

令和二年五月八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

解除に係る保安林の所在場所

石巻市清水田浜二渡一の四から一の七まで、一三の一二、一三の一三、尾崎一六の一六、一六の

嘉 浩

魚つき

 $\stackrel{-}{=}$

保安林として指定された目的

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百四号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。 その関係図面は、令和二年五月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事

務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類 県道

路 線名 河北桃生線

 \equiv 道路の区域

同市飯野字寒風沢内田一七八番地先まで	石巻市飯野字寒風沢内田一七八番地先から	変更の区間
後	前	前変 更の
一九・九~四二・〇	一八・〇~	(メートル)敷地の幅員
五八・一	五八・一	(メートル)敷地の延長

○宮城県告示第四百五号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、令和二年五月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事

令和二年五月八日

務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類

路 線 名 河南南鄉線

 \equiv 道路の区域

> 宮城県知事 村 井 嘉

浩

県道 河南鳴瀬線

5月8日 金曜日	宮 城	、 県	公
○宮城県告示第 二項の規定によっ 二項の規定によっ なお、この認 地方裁判所にこっ や和二年五日	同市猪鼻七九	三 選 の 下 変	三道路の種類

同市北村字長沢一一九番八地先まで 石巻市北村字長沢一一九番八地先から 変 更 0 区 間 前変 更の 後 前 一二八・九~三九・二二 _敷 地 0) ル幅ル 員 敷 <u>ک</u> 地 1 0) 110.0 $\overset{-}{\circ} \overset{-}{\circ}$ トル)

○宮城県告示第四百六号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、令和二年五月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事

令和二年五月八日

務所において一般の縦覧に供する

井 嘉

浩

宮城県知事 村

异七九番一地先まで□猪鼻九一番一地先から 変 更 0) 区 間 前変 更の 後 前 _ _ 敷 メ 一八・〇~ 一八・六 一七·五 一八·○ |○ 地 0) ト ル) 員 敷 <u>у</u> 地 1 0) $\overline{}$ が延れ \circ 長

示第四百七号

地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第

により、令和二年四月二十七日認可した。

にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる の認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平五月八日

宮城県北部地方振興事務所

長 冨 田 政 則

 \equiv

落札者を決定した日

令和二年三月二十七日

丁目八番一号

所

○宮城県告示第四百八号

(3)

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十

条第二項の規定により、 令和二年四月二十七日認可した。

長

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

令和二年五月八日

宮城県北部地方振興事務所

長

冨

田

政

則

告

公

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した

令和二年五月八日

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合防災情報システム保守・運用管理業務 式

宮城県知事

村

井

嘉

浩

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部危機対策課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号 落札者を決定した日 令和二年三月十三日

葉区一番町一丁目九番一号

四

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北

仙台市青

Ŧī. 落札金額 三千百二十万円 (税抜き)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 令和二年一月三十一日

七

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県総合防災情報システム再構築業務 一式

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部危機対策課 仙台市青葉区本町三

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青

葉区一番町一丁目九番一号

Ŧî. 落札金額 三億六千八百五十万円 (税抜き

七 六 八 評価値 六千八百十点(技術提案評価点 六千八百五点、価格評価点 入札の公告を行った日 契約の相手方を決定した手続 令和二年二月七日 総合評価一般競争入札

五点)

議

슾

という。)第二十一条の規定により、令和元年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。 ○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例(平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」 令和二年五月八日

石 Ш 光 次 郎

宮城県議会議長

令和元年度

公文書の開示請求の件数及び処理状況

βĮK 4 # 数 12 噩 5 븼 部分開示 2 俎 # 噩 싓! 0 茁 存否応答 否 0 洪 文不 存 青在 ယ 完 政 ᅱ ij 0 巡 Щ -2

(注)「存否応答拒否」とは,請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い,「文書不存 在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

審査請求の状況

宮

2

(1) 件数及び処理状況

0	0 0
一部認容	認容
	+
理	

(注)「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

	審査請求年月日	
み	件	
l	名	
	処理状況	